

令和 2 年
第 2 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔 期日：令和 2（2020）年 2 月 27 日（木）
会場：いきいきふれあいセンター 3F 視聴覚室 〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

令和2(2020)年2月27日(木)

・開会：午後 2時00分

・閉会：午後 5時10分

2 会場

いきいきふれあいセンター3F 視聴覚室

3 出席委員

教育長 大宮司 敏夫

○ 委員 大澤 真弓

○ 委員 神島 仁誓

委員 臼井 祥朗

○ 委員 田村 伸之

前回会議録署名委員

大澤 真弓 委員

田村 伸之 委員

4 説明のため出席した事務局職員

教育部長 小泉 聖一

○ 教育総務課長 平井 克巳

学校教育課長 小泉 秀夫

○ 生涯学習課長 栗野 誠一

○ スポーツ振興課長 小高 裕一

○ 国体推進課長 増淵 剛

5 事務局職員

○ 教育総務課長補佐 金子 嘉

○ 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 渋井 尚子

○ 教育総務課総務係長 三宅 和幸

○ 教育総務課総務係 主査 大久保 篤

6 傍聴人

なし

7 教育長報告

○ 非公開

8 付議事件

【議案】

- 議案第 2号 令和元年度3月補正予算(教育費関連)の概要について (教育部)...可決
- 議案第 3号 令和2年度当初予算(教育費関連)の概要について (教育部)...可決
- 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規の廃止について
(教育部)...可決
- 議案第 5号 那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等
の一部改正について (教育総務課)...可決
- 議案第 6号 那須塩原市立小中学校等管理規則の一部改正及び那須塩原市共同
学校事務室の運営等に関する規程の制定について (教育総務課)...可決
- 議案第 7号 那須塩原市立学校の校長に対する事務委任規程の制定について
(教育総務課)...可決
- 議案第 8号 那須塩原市奨学生の決定について (教育総務課)...可決
- 議案第 9号 令和2年度那須塩原市学校給食運営方針(案)について (教育総務課)...可決
- 議案第 10号 那須塩原市教育施設長寿命化計画(案)について (教育総務課)...可決
- 議案第 11号 令和元年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について
(学校教育課)...可決
- 議案第 12号 那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について
(生涯学習課)...可決
- 議案第 13号 那須塩原市図書館条例施行規則の一部改正について (生涯学習課)...可決
- 議案第 14号 那須塩原市青少年センター条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課)...可決

【報告】

- 報告第 3号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第 4号 令和元年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

以上

会議録

1 開会

午後2時00分、大宮司教育長が令和2年第2回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

大宮司教育長

ただいまから、令和2年第2回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

大宮司教育長

年が改まり早くも2か月が過ぎようとしております。そろそろ年度末に向け、気忙しい時期になりました。

各種メディアでは連日新型コロナウイルス感染症に関する報道がされ、さらにその対応に拍車がかかっている様相がございます。本市におきましても、昨日までに4回の対策会議を開催し、今後の対応について協議を重ねているところでございます。

また、本日午前中には、校長会の臨時役員会を開催いたしまして、今後予定される卒業式や修学旅行等の学校行事の対応について協議を行いました。

栃木県内においても、1名の感染者が確認されており、今後も予断を許さない状況でございますので、絶えず危機感を持ち、各種情報等を的確に捉えながら対応してまいりたいと思います。

本日も次第のとおり付議案件がございますので、慎重かつ効率的な審議ができませんよう御協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

3 会議録の承認

令和2年第1回定例会の議事録の承認を求めたところ、大澤委員及び田村委員が指名され、内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

大宮司教育長

続きまして、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さまにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。
(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第2号について>

大宮司教育長

5の「付議事件」に入ります。

それでは、議案第2号「令和元年度3月補正予算(教育費関連)の概要について」を事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

教育部長

【提案理由】

令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(3月補正)を令和2年第1回(3月)那須塩原市議会定例会に上程するに当たり、教育予算について教育委員会の意見を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第2号「令和元年度3月補正予算(教育費関連)の概要について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 3 号について >

大宮司教育長

次に、議案第 3 号「令和 2 年度当初予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

教育部長

【提案理由】

令和 2 年度那須塩原市一般会計予算（当初）を令和 2 年第 1 回（3 月）那須塩原市議会定例会に上程するに当たり、教育予算について教育委員会の意見を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第 3 号「令和 2 年度当初予算（教育費関連）の概要について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 4 号について >

大宮司教育長

次に、議案第 4 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

教育部長

【提案理由】

地方公務員法の一部改正により、那須塩原市教育相談員の設置等に関する規則、那須塩原市スクールソーシャルワーカー設置規則、那須塩原市教育支援カウンセラー設置規則、那須塩原市社会教育指導員の設置等に関する規則、那須塩原市社会教育指導員の設置に関する規程及び那須塩原市青少年センター少年指導員及び少年指導相談員服務規程を廃止するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係例
規の廃止について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第5号について >

大宮司教育長

次に、議案第5号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規
則等の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

組織機構改革に伴い、那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関す
る規則、那須塩原市教育委員会事務局職員の職名に関する規則、那須塩原市教育
委員会決裁規程及び那須塩原市教育委員会公印規程の一部を、別冊のとおり改正
するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

臼井委員

2点お伺いいたします。教育機関の場長、所長又は館長を施設長とするとしてい
る中で、場長は共同調理場と認識しておりますが、所長、館長はどのような機関を想
定しているのでしょうか。

大宮司教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

決裁規程とも関連いたしますが、例規上、教育機関の長を施設長とするものです。館長は公民館の館長、所長は田舎ランド鳴内及び児童生徒サポートセンターの所長となります。

臼井委員

市内の15公民館の館長が施設長となるということでしょうか。

大宮司教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

15公民館の館長は、施設長という位置づけとなります。

臼井委員

公民館の館長という呼称は、非常に定着した役職名であり、地域住民からしても身近な職名であります。例規上、施設長と位置づけるということは、今後、公民館長という呼び方はなくなるのでしょうか。

大宮司教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

役職名としては館長のままとなります。例規上、場長、所長及び館長を施設長と規定するものでございます。例えば本日の会場は黒磯公民館ですが、「黒磯公民館施設長」に役職名が変更にはなりません。従前とおり「黒磯公民館館長」となります。

臼井委員

ありがとうございます。地域に定着している呼称のため、なくなってしまうのかなと思ってお伺いしました。もう1点ですが、推進室が班となるということですが、イメージとしては一步後退してしまうような印象を受けますが、業務内容に変更がないことをもう一度確認いたしたくお伺いします。

大宮司教育長

はい、教育部長。

教育部長

今回の市組織機構改革の中で、部相当の局と局長を設置し、局の下には課を設置する予定でしたが、課相当の室を設置することとなりました。このため、これまでの課内室との混同を避けるため、これまでの課内室の名称を班とし、学校整備推進室を学校施設係、英語教育推進室を英語教育推進班とするものです。

また、業務内容は従前と変わることはありません。

臼井委員

イメージとして一步後退してしまうような印象を受けたため、お伺いしました。英語教育は本市の教育施策の中でも大きな柱となるものですから、班となったことで益々良くなったと言われるようになっていただきたいと思います。

大宮司教育長

そのほか、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第5号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部改正について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第6号について >

大宮司教育長

次に、議案第6号「那須塩原市立小中学校等管理規則の一部改正及び那須塩原市共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき那須塩原市小中学校等管理規則の一部を改正するとともに、那須塩原市共同学校事務室の運営等に関する規程を制定するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第6号「那須塩原市立小中学校等管理規則の一部改正及び那須塩原市共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第7号について >

大宮司教育長

次に、議案第7号「那須塩原市立学校の校長に対する事務委任規程の制定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市立小中学校等の校長に対し、必要な専決権限を付与するため、那須塩原市立学校の校長に対する事務委任規程を制定するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第7号「那須塩原市立学校の校長に対する事務委任規程の制定について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第 8 号について >

大宮司教育長

次に、議案第 8 号「那須塩原市奨学生の決定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

令和元年 7 月 29 日付け那塩教委総第 133 号で那須塩原市奨学生選考委員会に諮問した那須塩原市奨学生の選考について、別冊のとおり令和 2 年 2 月 27 日付けで同選考委員会から答申がなされたので、その内容を踏まえ同奨学生を決定するため、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

臼井委員

田村委員と共に、奨学生選考委員会で面接と選考を行いました。本来であれば、第 3 回目の選考委員会において面接予定の応募者がおりましたが、第 1 志望の大学の試験日と重なったため、改めて選考委員会を開催したものです。

応募者は自分の夢を求め医師を志望しておりました。選考基準を満たしており、財源としている医療法人からの寄附の趣旨にも適う次第でございました。

大宮司教育長

そのほか、いかがでしょうか。

はい、田村委員。

田村委員

臼井委員からもありましたが、私も奨学生選考委員会で面接と選考を行いました。将来的には海外への留学も考えており、その過程で広い視野を身に着けて、那須地区に戻り、地域医療に従事したい、そういった明確な目標を持っている応募者でございました。

大宮司教育長

そのほか、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第8号「那須塩原市奨学生の決定について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第9号について >

大宮司教育長

次に、議案第9号「令和2年度那須塩原市学校給食運営方針（案）について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

令和2年度那須塩原市学校給食運営方針について、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員。

大澤委員

変更点についてわかりやすく説明をしていただき、ありがとうございました。

給食費の滞納対策について、学校側の負担が減る取組は大変喜ばしいことと思います。その中で給食費徴収方法について、今後未納があった場合はどのように事務処理を行うのでしょうか。

大宮司教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

未納が発生した場合の対象者への対応につきましては、学校側ではなく教育委員会事務局が執り行うこととなります。

大宮司教育長

そのほか、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第9号「令和2年度那須塩原市学校給食運営方針（案）について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第10号について >

大宮司教育長

次に、議案第10号「那須塩原市教育施設長寿命化計画（案）について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市教育施設長寿命化計画を別冊のとおり定めることについて、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員。

神島委員

廃校になった学校について、利用団体が特にならない場合は、この長寿命化計画において、改修等の対象となるのでしょうか。

大宮司教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

現在の廃校施設については、継続的な利用がされていない施設が多い状況ですが、それらの利用が見込めない場合は、長寿命化を図るのではなく、解体を検討することとなります。

大宮司教育長

はい、神島委員。

神島委員

当面は解体ではなく、利用団体を探すということによろしいでしょうか。

大宮司教育長

はい、教育総務課長。

教育総務課長

当面は、活用していただける団体、企業等を探してまいりたいと考えています。

大宮司教育長

そのほか、いかがでしょうか。

説明にもあったとおり、多額の費用が見込まれており、財政的に大変厳しいものとなりますので、今後定期的にどう対応していくか、検討していくことになると思います。

大宮司教育長

そのほか、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第10号「那須塩原市教育施設長寿命化計画（案）について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第11号について >

大宮司教育長

次に、議案第11号「令和元年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

教育総務課長

【提案理由】

令和元年6月20日付け那塩教委学第186号で那須塩原市教育支援委員会に諮問をした在籍児童生徒及び令和2年度新就学予定者に係る特別支援教育の教育的措置について、令和2年2月20日付けで同委員会から答申がなされたので、審議結果を決定するため、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員。

臼井委員

教育支援委員会から保護者に指導があり、それを保護者が受け入れられないという場合もあるのではないかと存じますが、そのような場合も審議の結果に含まれているのでしょうか。

大宮司教育長

はい、学校教育課長。

学校教育課長

審議の結果でございますので、その様な場合も含めた結果となっております。保護者の皆さまには、事前に了解を得た上で委員会に付議しております。基本的には保護者の意向、本人の希望を叶える方向でやっておりますが、その学級に入ったことで御本人がどうしても環境に合わないということもございますので、丁寧な説明・支援をしております。

大宮司教育長

そのほか、いかがでしょうか。

大宮司教育長

そのほか、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第11号「令和元年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第12号について >

大宮司教育長

次に、議案第12号「那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市図書館の開館に向け、開館時間及び休館日を改め、会議室等の附属施設の利用及び複写の提供について規定するため、那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員。

田村委員

特定の目的外利用については有料ということですが、料金設定方法については、公民館と同等でしょうか。

大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

田村委員

公民館と同等で、面積等から算定しています。

大宮司教育長

そのほか、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第12号「那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第13号について >

大宮司教育長

次に、議案第13号「那須塩原市図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市図書館の開館に向け、新たなサービスの提供並びに利用者カードの再発行の手续及び様式を整理するとともに、文言及び条文を整理するため、那須塩原市図書館条例施行規則の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第13号「那須塩原市図書館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

< 議案第14号について >

大宮司教育長

次に、議案第14号「那須塩原市青少年センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

生涯学習課長

【提案理由】

地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の雇用形態が少年指導相談員は会計年度任用職員に、少年指導員は有償ボランティアに変更になることに伴い、那須塩原市青少年センター条例施行規則の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

- 資料に基づき議案の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、議案第14号「那須塩原市青少年センター条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおりで御異議ございませんか。

委員全員

異議ありません。

大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第3号及び報告第4号について>

大宮司教育長

それでは、報告第3号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第4号「令和元年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

学校教育課長

【報告理由（報告第3号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第4号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

- 資料に基づき報告事項の内容を説明 -

大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

委員全員

意見はありません。

大宮司教育長

それでは、本日本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第2回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。